

一九六一年・武庫川河川敷の強制代執行

飛田 雄一

はじめに

私は、一九七〇年代に宝塚の在日朝鮮人・申京煥^{シムギョウファン}さんの強制送還事件にかかわったが、彼は宝塚の伊子志^{イコシ}出身だった。伊子志には現在、公団住宅も建っているが以前は武庫川の河原であったところだ。その一角は、むかし「ヨソコバ」と呼ばれていたが、それは一九二〇年代におこなわれた武庫川改修工事の飯場跡である。武庫川の改修工事のために川の下流から上流にかけていくつかの飯場が設けられたが、ヨソコバはその四番目の飯場で、「第四工場」が語源であると言われている。

申京煥さんの事件当時、ヨソコバの古老などから話を聞く機会があった。それによると、ヨソコバは飯場の責任者が朝鮮人であって工事の時には日本人も働いていたが、工事終了後に日本人が移っていったあと空いた家に、ツテをたどって朝鮮人が住むようになったという。今でも四〇軒あるが、そのほとんどが朝鮮人であり、それも慶尚南道義城郡出身の人が多いという。ヨソコバの場合、武庫川の河原であったといっても、東洋ベアリングの私有地であった関係で、戦後、東洋ベアリングとヨソコバ住民との間で売買契約が成立しており、いまから述べる一九六一年の「強制立ちのき」とは別

な形で現在に至っている。

武庫川の流域には今も数多くの朝鮮人が住んでいるが、それは武庫川の改修工事、阪神工業地帯、あるいは太平洋戦争下の軍需工場の労働者として働らかされた歴史が作りだしたものであろう。

一九六一年といえば、「六〇年安保」の翌年である。当時、私はまだ小学生で、六〇年安保も「アソボはんだいジヤムさんせい」とかいつて路地裏をねり歩いた「風物」として少し記憶しているくらいのものである。一九六一年の武庫川のことを知らなくても無理はないが、電車でもよく通る武庫川の河原に二千人以上の人が住んでいて「立ちのき」させられたということは大変ショッキングなことであるが、つい最近までこのことを知らなかった。

今の武庫川の河原は、浜から宝塚あたりまできれいに整備されており、サイクリングロード、公園、ゴルフ場、野球場などが連なっている。六一年当時、兵庫県河川課が強制立ちのきを実際に行なったが、その河川課の発行による「武庫川不法占拠措置の記録」（一九六三年三月、全文三六頁）を見ると、どのよつて、その概要を知ることができる。また、同課は「昭和三十六、実施／武庫川不法占拠関係」と題する新聞切り抜き集も出しており、それはB4・三八頁のもので、一九六一年五月から同年二月までの各新聞の記事が収められている。この二つの資料は三輪嘉男氏より提供していただいた。兵庫県に後日情報公開条例にもとづいて請求したが、入手できなかった。

「武庫川不法占拠措置の記録」は、この「措置」がいかに「アムース」に行なわれたかを誇るために出版されたような本で、出版当時兵庫県知事であった金井元彦はその「序」に次のように書いている。戦後の武庫川は深刻な住宅難が起因して、その河川敷には、次第に雑然とした不法住宅を形づく

り、河川本来の機能がそなわれ大々きな社会問題として、この除去を迫られています。去る昭和三年、一六号台風の来襲を契機に、一せいに立ちのきをさせることに踏み切り、以来関係者の二ケ年余にわたるなみなみならぬ労苦と、各方面の理解と協力によって、この大きな仕事をなすどげ、往年の美しい武庫川の姿を再び取り戻し、さらに河川公園の計画がすすめられ、近い将来において、阪神工業地帯の緑の広場となり人々の憩の場として、永く愛され親しまれることにならざるでしよう。

今の武庫川が「緑の広場」であることには違いないが、つい四〇年程前の強制立ちのきについて記憶にとどめておくことが必要であろう。

以下、「武庫川不法占拠措置の記録」などによって強制立ちのきの歴史について述べてみたいと思

一 武庫川河川敷の住民たち

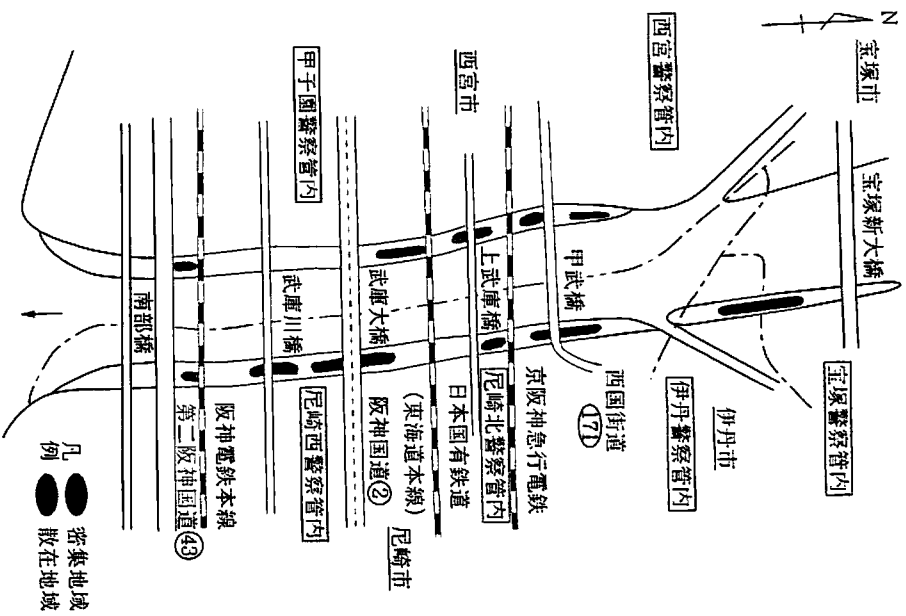
武庫川は兵庫県篠山町を源としている兵庫県では有数の河川で、いくつかの支流を合せて、宝塚市から大阪平野に入る。そのうち、西宮市と尼崎市の市境を流れて大阪湾にいたる。延長は六四キロ、流域は四五七平方キロある。

武庫川には地図のように下流より第二阪神国道、阪神電鉄、武庫川橋、国道二号線、国鉄東海道本線、阪急電車などの橋・鉄橋がかかっているが、戦後、その橋の下などを中心に徐々にトラックなどが建てられ、一九五八年には、尼崎、西宮から宝塚、伊丹まで約六百世帯、二千人をこえる人々の住

む河原となった。一九六一年当時の調査によると次頁の表のようになっている。特徴的なことは、朝鮮人、沖縄人出身者の比率が高いこと、職業としてよせ屋、ひろい屋、日雇、土工という底辺労働に従事している人が多いことである。朝鮮人は、世帯数では二〇%、人数では二四%を占めている。よせ屋、ひろい屋は、それなりに広い作業場、なほは物置き場を必要とするので、生活していくこと

を考えると移転がより困難であることがうかがえる。

一九六一年六月七日付の「神戸新聞」によると、これらの人々は「月収二万五千円以上が三%、二万五千円以下が二八%、一万円以下が三五%、五千円以下が一五%」となっている。この数字は県当局が発表したもので、「約八割の居



建物棟数 世帯主 居住者 人員	単位 棟 世帯 人員	所 属 市				計
		尼崎市	西宮市	伊丹市	宝塚市	
413	413	96	161	142	812	
461	461	69	50	104	684	
1,265	1,265	249	241	420	2,175	

出身地別分類表

内 地 人 人 計	世帯数	人 員			世帯割合
		棟	数	%	
506	506	1,538	565	74.0%	
41	41	108	57	6.0	
137	137	529	190	20.0	
計	684	2,175	812	100.0	

職業別分類表

計	所 属 市			
	尼崎市	西宮市	伊丹市	宝塚市
25	22	3	0	0
199	179	20	0	0
134	68	19	5	11
42	26	0	33	34
218	110	41	6	21
66	34	5	6	21
計	439	88	59	98

河川敷住民の分類

住者は移る気さえあれば独自の力で立ちのきができるし行き先のメドがたつはずと立ちのきの根拠のひとつにしているものだが、低所得であることにちがいない。またそこに住む人々の年齢層は、六〇歳以上の老人が二四人(二〇%)、一九歳までのものが九〇五人(四二%)となっており、半数を越えている。生活

保護家庭は百余世帯あつたと記録されている
行政当局は、これらの「不法占拠」に対して制限するための様々な手段を講じる。一九五八年二月には県知事名で「立ちのき勧告」を出している。それは無視されるが、当局自身も「居住者の生活実態からみて極めて困難な問題で、客観情勢に変化を見ない限り、強制除去にふみ切ることは不可能な状態であつた」ことを認めている。
このような中で一九六〇年八月、台風が襲い、河川敷の住宅のうち三三戸(六九名)が流された。河川敷の住民は家財を橋の上に運び避難するなどたいへんであつたが、金井知事は先の「序」の中で、

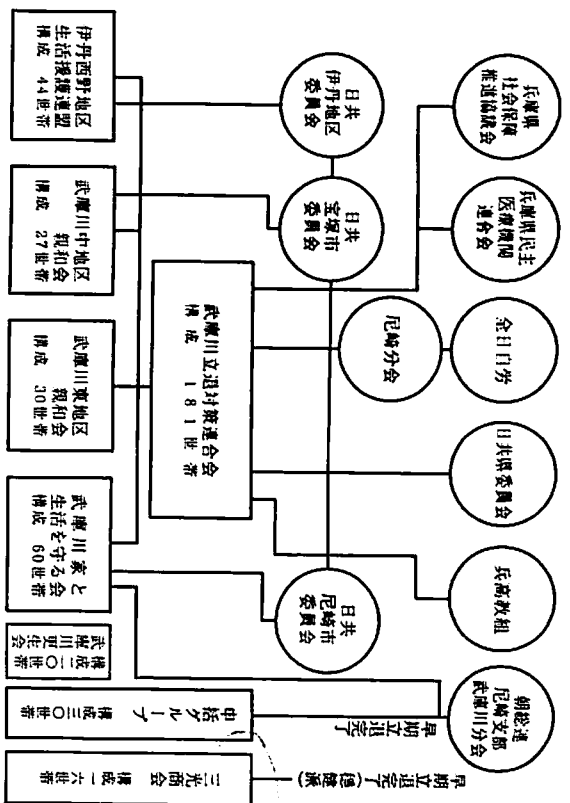
河川敷の住民のことはなくして流域住民あるいは阪神工業地帯の防災上のことを考へてのことであるとしてゐる。また当時の阪井知事は、「この重大事態に対し緊急部長会にはかり、事はもはや猶予できないとして、次の出水期までに一斉除去するとの、最高方針を決定、県の総力をあけて、あらゆる障害を克服して実施する決意を固めた」と言っている。

二 「除去命令」から「除去戒告」へ

行政当局は、一世帯あたり五万円の移転資金を準備して、まず自主立ちのきを指導することとし「この支給を条件に自主的な立ちのき指導を繰返し行いながら併せて代執行の手続きを進める(応じない者に対しては、移転資金を支給しない)、この資金は表向きには貸付金という」と決定した。代執行の法的な問題については、河川法(無許可工作物の築造)および河川附近地制限令(無許可建物)違反行為に対して行なうという方針をたて、日程を次のように決めた。

発令年月日	期限	期間
四・二五	六・一〇	四五日
六・一一	七・一〇	三〇日
七・一四	七・二八	一五日
七・二八	八・一一	一五日

また、「新聞、ラジオ等の協力を得てPRに努め、世論の支持を得ることに努める」ともしている。方針決定後、当局はすぐに実態調査を開始したが、その結果の一部が前頁の表である。調査は、各建物にサンバードを打った上、本籍、職業、家族の状況、収入等を調べたのである。また反対運



支援団体一覧

動を抑えつげるために、反対している人々の「背後関係」についても詳しく調査したらしく、「武庫川不法占拠措置の記録」に上記のような支援団体の一覧表を作成している。

一九六一年四月二五日より除去命令を各戸に交付することになる。それには受領印が必要なのであるが、「拒否するものもあり、写真を撮影して後日の証拠とした」という。当局の「自主退去」の方針にもかかわらず五月末までに退去したのは今回、代執行の対象となった六八四世帯のうちの内わずか三四世帯であった。

しかし当局の六月一日を期限とする「除去命令」は住民の側にも動揺を与え、六月一日までに計六四世帯が退去した。「武庫川不法占拠措置の記録」には、次の段階の「除去戒告」に移る時期のことについて次のように記している。

アを組織して、命令書の返却や、土地、住宅の供与など、強い陳情が行なわれ、予想されたように反対運動もかなり激しく前途の多難を思わせるものがあったが、六月一日付の期限付命令書の内容に、かなりの動揺の色もみられたので、この時期において貸付金等の立ちのき条件を示すことを定め、さきに決定した一世帯当り平均五万円のうち、まず三万五千円を貸し付けることとした。五月一日西宮土木出張所に、グループの代表を各別に招き、貸付金額を示し県の不動の方針を説明して、自主的に移転しよう説得に努めた。各代表とも、民主的な解決策でないことを強く非難したが、とにかく不満であるが貸付金が出ることは伝える。立ちのきの意志のあるものに対しては、圧力でこれを阻止するようなことはしないという言明を聞くことができた。(略)しかしまだ大勢としては、グループの交渉および外部団体の圧力によって、貸付金の増額等を期待してか、まだ目立った影響を見るに至らなかった。

当局の住民に対する分断策が手にとるようになるようにわかる文章である。

除去命令の期限である六月一日がすぎ、今度は七月一日を期限とする「除去戒告」が出される。この「戒告」のとき同時に、「二世帯(三人家族)三万五千円の貸付金のほかに、新しく六月三日までに移転を終ったものには奨励金一万五千円を出すことになったと発表した」(神戸新聞)六月一日)。これらのゆざぶりにより「自主退去」者は少しずつ増加し、六月一日(六三世帯)、六月二〇日(二八世帯)、六月三〇日(三一八世帯)となった。この戒告書の交付するについても「一部」の抵抗はあったが、適切な警備によって、無事、六月十四日予定どおり完了した」という。

また、一方で先の「新聞、ラジオ等の協力を得てPRに努め、世論の支持を得ることに努める」という方針と関係するのだから、だれそれが引越しの手伝いをしたとか、あるいは、前頁の表に「早期立退完了(穩健派)」とある三光商会の会長でもある保護司の室井一子が自分の工場―土地が公有地であるためのためのトラブルが起るが―を移動先として提供しようとして申し出たこと等が美談として報道されている。また、六月一九日の『朝日新聞』には、すでに立ちのいた住民から西宮土木出張所に届いた「こんどの立ちのきは私の人生に再起の決意を与えてくれました。(略)この度はみなさんのおかげで、やっと一人歩きできる希望に燃えています」という手紙が報道されたりしている。またこの時期には、右の「美談」とは違うが、曙光会(よせ屋のグループ)のパラード神父が子供たちを宝塚動物園に遠足に連れていったこと、アリの街(東京)のゼノ―神父が西宮市にカンパを届けたり河原で運動会をしたことも伝えられている。

七月一〇日の「戒告」期限を前にして七月一日、住民代表と副知事との初めての会見が行なわれるが、それによれば「これまでの陳情や、抗議



【住居を与えよ】とナベ、カマなど所帯道具を持ち込んですわり込みをはじめた武庫川川原の立ちのきの住民代表ら

についてもすべて土木出張所と河川課これを受け、どんなに迫られても、知事の方針が不動であることを理由に、知事に対する面会の強要をしりぞけてきたのであるが、これ以上知事面接を拒んでほしいと硬化することも考えられたので、七月一日グループ代表者と副知事の面接を行なった」という当局の判断によるものである。

七月七日には住民が兵庫県庁に抗議に訪れ、阪本知事との会見を要求して、知事室前に座りこみ、その内二〇人は泊りこんだ(前頁写真)。二日後の七月九日(日曜日)には数が更に増え約一五〇人が炊事用具を持ちこんで座りこんだ。これに対し県知事より退去命令が出され、出動した警察官によって県庁内から排除された。排除された後には県庁前の空地にテントをはって、座りこみが更に続けられた。

三 「代執行命令書」の交付

七月一日には「戒告」の期限が切れ、最終的な手段である代執行の準備が整えられることになる。七月一四日付で「代執行命令書」が作成され、二七日には宝塚市、伊丹市の上流部分の一三三世帯に対し、「警察官警備のもとに」交付が行なわれた。一八日は尼崎市で交付の予定であったが、「現地の情報は極めて険悪で、強行する場合流血の惨事も予想されたので、交付は一応延期することにした」。一九日には、命令書をすでに渡された住民が県庁に出向き、返上することも行なわれた。そして七月二〇日は次のような様子だった。

早朝五時半、七班編成の職員四〇名は、警官警備のもとに六時頃より交付を開始した。尼崎市

内、国道武庫大橋下流には外部支援団体十一本の赤旗が立ち並び、川原には天幕をはってこれらのたまりとしていたが、ドラム缶などを叩いて住民を集めさせ、強力に交付阻止の行動に出たので、抵抗を避けながら差し置き送還の方法で交付し、その状況を写真に収めて後日の証拠とした。結局、尼崎市においては八六世帯に交付しなければならぬにもかかわらず、六六世帯についてのみ右のような方法で交付が行なわれた。そして「残りの二〇世帯は、交付不可能となりそのまま引揚げるのやむなきに至った。(略)協議の結果執行当日交付することに決定した」というからメチャメチャな話である。

二〇日以降も抗議が続けられるが、二三日には当局から二八日の代執行について「最終通告」がなされる。そして一方で、二四日には検察、警察、県の秘密の打合せが開かれ、二五日および二六日には県と公安部長検事、担当検事、西宮、尼崎、伊丹の各支部長検事、県警警部部長、担当警部が代執行の法的側面とくに「相手方が明白な反対の意思表示を行なった場合でも、代執行ができるかどうか」等について協議された。結論は「(県は)このたぎの代執行はどうしてもやらなければならない。この執行が違法かどうかは、後日問題となった場合の判決にまかせるとの強い意向を表明した。これに対して検察庁側も大阪高検と早急打合せを行なうということで二日間にあたる討議は打ち切られた」ということである。

「代執行命令書」も満足に渡せないという異常な状態のもとで兵庫県当局としても代執行を予定しており行なうかどうか迷った。二七日になつて県警本部長の意見を聞くと、「延期するかどうかは県の都合であるが、警備態勢の関係は予定どおりの方がいいと思う。今回の措置のような場合多少再考の要

素が生じたとしても、今日ならやり得たことも、明日どんな事態が発生して、実施できなくなる場合もある。このような考え方は私の多年の経験に基づくものである」ということであつた。そして、同日つまり代執行の前日——午後四時すぎに、予定どおり二八日の決行が決められた。

四 七月二八日の代執行

このように大規模な代執行は、当時全国的にも初めてのことであつたらしいが、それだけ県当局は周到な計画をたてた。七月一日段階で「自主退去者」は四〇一世帯となつたが、この段階で残りの世帯、すなわち代執行の対象となるのが二八三世帯ある。当局は七月二八日の代執行の時点でも二〇〇世帯ほどが残ると考えていたが、支援団体の状況(二〇二頁の表参照)も考えた上で、「実施にあつての人員の配置、資材の手配、仮収容所の設置、警察の警備等を考え合せ、会議を重ねて、代執行を二回に分けて実施することにした。第一回は治水上最も危険な地域で建物も密集し、かつ抵抗の本拠と目される国道武庫大橋付近とすることを決定した。時期については七月二八日から八月一日まで十五日間の中をもたせ、分割の件については極秘とした。この二つの決定は支援団体の行動を考慮に入れたことと、予想される地域グループの応援隊を各地区に釘づけにして、抵抗を排除して第一回の代執行に成功、残る伊丹、宝塚地区の解決策を見出すとする意図によるものであつた」と、先の『武庫川不法占拠措置の記録』に驚くほど詳しく記している。

七月二八日当日、県当局は、県職員一四七名、人夫二六五名、計四二二名を動員した。警察は、国道と堤防上の交通整理のための四〇名の警官のほかに、関係各署、本部、機動隊、計五五〇名を動員

した。この人員によつて七月二十八日代
執行される住民側は六二戸(五三世
帯)であつた。

【神戸新聞】(七月二十八日、夕刊)によ
ると、代執行の様子が次のように書か
れている。

○：午前七時から早鐘が鳴
り響いた。堤防のトラックとジ
アの列が近づいた。色とりどりの
ヘルメットの群れが堤防の要所ご
とに整列する。青色は県職員、黄
色は人夫、白は警官だ。前夜から
待機していた住民と支援団体がら
が川原の降り口に急いでどけを
張つた。うたごえがわき上がった。
「しあわせの歌」がんばろう」

本部長	(執行責任者)金光土木建築部長
副部長	矢野河川課長、岩井土木建築総務課長、辻下企画部参事
指揮班	中山補佐(河川課) 本部付 山根主事(河川課) 秋月補佐(河川課) 松村補佐(総務課) 藤田主事(西宮土木) 加茂係長(総務課) 平尾係長(総務課) 大垣主査(郵路土木) 大塚主査(総務課) 井上主事(参事室)
庶務班	工藤課長(西宮土木)外10・土木工事7 8ミリ撮影係 小谷主事(河川課)外3 連絡係 山本主事(西宮土木出張所)外6
医務班	大賀事務長(県立西宮病院)外2・医師4・看護婦12・人夫10・救急車2 小松所長(西宮土木出張所) 副隊長井上課長(〃) 通訳(朝鮮語)1
作業班	箕岡課長(西宮土木出張所)外8・人夫30・トラック2 黒田技師(西宮土木出張所)外8・人夫・トラック2 長谷川技師(西宮土木出張所)外8・人夫30・トラック2 永井橋技師(西宮土木出張所)外8・人夫30・トラック2 大坂技師(西宮土木出張所)外8・人夫30・トラック2 石野技師(西宮土木出張所)外8・人夫30・トラック2 佐野技師(西宮土木出張所)外8・人夫30・トラック2 青木技師(西宮土木出張所)外4・人夫20・トラック3 橋本技師(西宮土木出張所)外4・人夫20・トラック3 予備班 第8班 第7班 第6班 第5班 第4班 第3班 第2班 第1班
その他	県広報課職員5 県職員147名・人夫255名・トラック19台・無線車1台・乗用車その 他7台・救急車2台・消防車2台
総計	

代執行編成表

「民族独立行動隊」―声がひきつっている。

○：堤防の上と下とで重苦しにらみあいがつく。「強制執行反対だ」「貧乏人の住む家をよこせ」―怒号が飛ぶ。青いヘルメットが堤防を降りかけた。と、バケツにくんだ汚物がまかれだ。「妨害をする」と、公務執行妨害で逮捕します」と警察のマイクが叫ぶ。赤ん坊を背負つた中年の朝鮮婦人が川原で大声をあげた。「殺すつもりか」「子供に朝飯をくわす間ぐらい待つてくれ」悲痛な泣き声だ。白いヘルメットは腕を組んだまま、しばらく立っていた。

○：多勢に無勢、警戒の手薄な川原の南北両端からヘルメットがつきつき降り立った。バク一軒ごとに立ち入り禁止のナフ張りがされた。家の中から若い男が飛び出して棒を振り上げた。もみ合い、手錠がかつた。堤防へひきずり上げられる。あとに残つた男の子が「おとうちゃん」と泣く。取りこわしが始まつた。第一号になつた夫達封さんの奥さんの声が響く、マキ割りを手にとって「こわすなら私を殺してからにして下さい」と玄關前に仁王立ち。県職員が説得するかわら作業員が取りこわしを始めると、傾きかけた家の中にすわり込み、最後には機動隊一個分隊が手を取り足を取つて外に運び出した。同七時十分、七年間住みつたという夫さんの家は音を立ててくずれ落ちた。隣の金津啓三郎さん(四四)は「どうせこわされるなら」と同七時半ごろから自分でクギ抜き、金ヅチでこわし始めていた。

○：ビケ隊は阪神国道武庫大橋南側のバラック部落の中心に集中した。ヘルメットの包囲がジリジリちぢまる。人夫が物見ヤグラの足を切りだした。一人の男が上にかげ上がった。「倒せるものなら倒してみろ。オレもいつしよに死ぬぞ」とさげんだ。人夫たちは途中でノコギリをひく

のをやめた。

○：午前八時四十五分ついに中央のピケが破られた。押し合い、ピケ隊の青竹、飛び散る汚物に、かまえる警官隊のタテ。こどもの泣き声。住民グループの幹部が「自分の家にすわり込んで動くな」と叫ぶ混乱の中でカマを持ち出してミソ汁をつくる人があった。「めしを食う間ぐらい待て」「取りこわしはしばらく待ちます。ナフ張りだけさせて下さい」應對する青いヘルメットは汗びっしょりだ。タタミの上にはすわり込んだまま動かない、目の不自由な病氣の老婆は医者が立ち会いでつれだした。付近一帯に鼻をつく悪臭がたちこめる。住民たちは必死に抵抗した。しかしつぎつぎと家は壊されていった。

○：数の優勢でなくすされた反対団体はヤケラ下の妻さんの家に立てこもった。ここは最後の頼みとする組織的抵抗の拠点。一時間余りにらみあいのすえジュースとパンで力をつけた青いヘルメットたちは午前十一時四十五分、四方からいっせいに取りこわしにかかった。屋内にいた女、こどもがなき叫ぶ中を一人ずつゴボア抜き。約十人のろう城部隊をひきずり出し、わずかに十五分のうちにこの拠点もハンマーの下敷きになり、武庫川川原決戦のヤケ場はあっけなく終わった。

この日の代執行にあつた四人が逮捕されているが、同『神戸新聞』の記事では、「現場では四人が公務執行妨害、傷害などでつかまつた。午前七時二五分ごろ、無職石原昇こと石昇(二五)が長さ一・七メートルの棒を振り回し、阻止しようとした尼崎西署警備課黒田達朗(二五)に暴行、捕

まった。同七時四五分ごろ、土工安川こと梁徳俊(三六)が取りこわしにかろうとした宝塚市鹿塩二ノ五、竹中組作業員松浦月慶さん(三四)にまき割りを振るっておどりかかり左手、左足などに三日間の傷を負わせ、止めにはいった尼崎北署巡査にもなぐりかかり傷害、公務執行妨害でつかまつた。また、同八時三五分ごろ、無職金林朝子(二二)は立ち入り禁止のナフ張りをしようとした西宮市塩瀬、

木島組作業員長岡繁さん(三六)と尼崎西署田上俊一、山口俊弘両巡査にふん尿をバケツでぶっかけ公務執行妨害でつかまつた。さらに午後零時ごろ自宅からツルハシを持ち出しふりまわして県職員をおどかした土工森本八郎こと姜二植(三四)が公務執行妨害でつかまつた」と、逮捕の様子を伝えている。石昇は、「武庫川家と生活を守る会」の副会長として名があがっている人物である。五三戸のなかで朝鮮人世帯が何世帯であるのかわからないが、ソ尿を投げて捕まった金林朝子も朝鮮人だとするとこの日の代執行で逮捕された四名はすべて朝鮮人ということになる。

『武庫川不法占拠措置の記録』ではこの日の代執行について、勝利した「戦記」を書くように書かれており、それはたとえ「……それぞれに説得を繰り返すのみで、険悪な状態となり、警官隊の警告がなされたがこれも無視されるにおよび、警備隊の積極的援護のもとに、ピケ隊を突破して各作業班は一せいに部落内



機動隊に守られて進む強制執行



つぶされた家の前で泣く老婆

に進入し、まず執行令書未交付世帯に対し令書を交付するとともに、す早く縄張りをして取り壊しはじめた」という具合である。

【記録】では、「警察当局の協力」に感謝の意を表しているが、後日談として「延期しなくてよかったと思ひ知らされる日が、二、三日後早くもやってきた。それは尼崎の西隣の大阪西成の釜ヶ崎で暴動事件が起こったことである。(略)もしもこの代執行が延期のため、この事件後に行なっていたならば、いかなる事態となったかは誰が予測したであろう」という記述もある。

おわりに

このようにして七月二八日の代執行が終わったが、作意的に「分割」したため、まだ伊丹と宝塚に四七世帯が残っていた。兵庫県当局はこの地区の対策の適否が、この仕事の成否を左右するものと見て、第一次代執行と立ちのきあつせん等の

タイミンクなどにつき、とくに苦心した」とある。これらの住民に対しては機策もどりつつ、「必ず立ちのくこと」を条件に代執行の期限を九月一日まで延期することを認めた。このような方法は「絶えず緊張感を与え努力させ、誠意があるとみれば実情に即して、猶予するという考え方によるもので、武庫川対策を通じて体得した方策であった」という。移転用地として伊丹市は西野芝小松原の三千坪(松林、雑木林)、宝塚市は安倉字西田川の一部埋立も含む九〇〇坪を用意した。

「立ちのき先」問題は本当に大変な問題であるが、県も「武庫川の不法集落は、この地域社会のガンとして附近住民が相いれず(略)、移転先のあるあつせん等にも、絶えずこの問題がつきまとい、この対策執行を困難ならしめたのである」という形で地域社会の排外性を指摘している。

代執行によって立ちのかされた尼崎市の住民の移転先も、地域住民の反対にあつてもあり難航するが、ようやく一〇月中旬に中食溝市有地の元伝染病舎空地に仮設住宅に移り、「最終的」に一九六三年三月に仮設住宅が撤去され「武庫川不法占拠措置」が完了したといわれている。

在日朝鮮人の歴史については地方史に即しても明らかにしていかなければならないと言われている。兵庫県下の歴史について「兵庫朝鮮関係研究会」が研究を進めており、また宝塚でも日本人と朝鮮人のグループが在日朝鮮人の歴史を記録する作業を続けている。つい四〇年前の武庫川の河川敷立ちのきのことよくわからないという人が多いが、私も兵庫の在日朝鮮人の歴史の空白を埋める作業をしていきたいと思う。

《兵庫の歴史》

二〇四頁 神戸新聞 一九六一 年 七月 九日

二一〇頁 一九六一 年 七月 二二日